



令和3年度

監査結果報告書

(財務監査・行政監査)

令和4年4月11日

人吉市監査委員 井上 祐太

人吉市監査委員 犬童 利夫

目 次

定期監査報告

(財務監査)

I	監査の基準	1
II	監査の種類	1
III	監査の対象	1
IV	監査の着眼点	1
V	監査の実施内容	1
VI	監査の結果	2～4

※資料

令和3年度定期監査日程	6
財務監査の基本項目	7

行政監査報告

(学校における情報端末の整備等について)

第1	監査の概要	8
第2	学校における情報端末等の活用推進の背景	9
第3	監査の結果	10～20
第4	監査委員の意見	21

定期監査報告

I 監査の基準

この監査は、人吉市監査委員監査基準（令和元号人吉市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

II 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査（財務監査）

III 監査の対象

総務部 企画政策部 復興局 市民部 健康福祉部 経済部 建設部 教育部
水道局 農業委員会事務局 議会事務局 会計課 監査委員事務局 藍田財産区

IV 監査の着眼点

事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているかの三点に着目した。

また、事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか、組織は簡素で、かつ、合理的なものとなっているか、部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性の確保にも配慮した監査とした。

- ① 正確性：財務関係書類等の正確性の検証
- ② 適法性：法令、規則に応じた事務処理がされているか
- ③ 計画性：予算の執行は計画的に行われているか
- ④ 調達（契約）の方法などが適正か
- ⑤ 効率性：事業運営が費用・労務を最小限とする手法か
- ⑥ 有効性：事業運営の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているか

V 監査の実施内容

財務に関する事務事業の執行が法令等に従って適正に行われているかについて、経済性、効率性、有効性の観点から、監査対象より提出された関係書類等の調査、確認、突合、担当者への聴取等の方法により監査を行った。

期日 令和3年12月1日から令和4年3月29日まで（詳細日程P6参照）

範囲 監査実施月 12月…令和3年4月～令和3年10月までの事務事業等
1月…令和3年4月～令和3年11月までの事務事業等
2月…令和3年4月～令和3年12月までの事務事業等
3月…令和3年4月～令和4年1月までの事務事業等

場所 監査委員事務局、各部執務室及び会議室

VI 監査の結果

イ、総括事項

監査の結果は、おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適性を欠くものが見受けられたので、担当者交え、事務改善のための協議を行った。また、監査手法の見直しにより、相対による改善協議を行ったことから、特段措置を求めるべき重大事項はなかったことも併せて報告する。なお、各課の監査結果の個別事項については、下記のとおりである。

ロ、共通事項

(1) 収入関係

- ➡税外収納簿を取り扱う所管課において、納期限の未記載、納期限が遵守されていないケースが複数あった。

(2) 支出関係

- ➡令和2年7月豪雨による災害対応に際し、数件の立替払いが生じていた。現行の地方自治法において、普通地方公共団体の立替払いの明記はないが、災害など緊急時の立替払いについては、その必要性が問われており、現在多くの自治体から国への要望もあっていた。その状況を踏まえ、今年1月、非常災害時における資金前渡に係る本市の取扱いについて通知を行った。
- ➡支出負担行為書の会計課審査が遅れているケース、見積書一者徴取の根拠の記載もれ、決裁区分の誤りなどが複数の課において見られた。

(3) 契約関係

- ➡契約書の条文に再委託禁止項目が入っていないものが複数見られた。平成30年度定期監査において、重要指摘事項として改善を求めていることに鑑み、改めて、その徹底を図らねたい。
- ➡シルバー人材センターとの随意契約に際し、少額の場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、契約規則及び随意契約ガイドラインに沿った事務処理を行われたい。
- ➡請負契約の場合、担当者（監督行為をする者）が検査を行うことは契約規則第8条に抵触する恐れがある。規則適用が難しい部署に配慮し、改正が必要である。
- ➡本市の場合、見積書の一者徴取において、1件の予定価格が3万円以下の物品の購入又は修繕をするときと限定されていることから、運用上支障が生じている。状況に応じた対応を行うため、規則の改正が必要である。

➡その他、見積書の一者徴取の不明確な根拠理由、随意契約の根拠法令の取り違い、終了報告書の日付の取り違い（検査日）など基本的なミスが複数の課において見られた。

（４）任意補助金関係

➡補助金申請書に添付してある意見書作成において、補助金等交付要項第7条に規定されている意見書（様式第3号）を使用されていないものがあった。また、令和2年度及び3年度の実績報告書が未提出のものがあった。

ハ、個別事項

（１）総務部 企画政策部 復興局

特になし。

（２）市民部

➡環境課所管の被災家屋等解体・撤去処理業務委託事業に係る契約事務において、随意契約の根拠法令の取り違い、関係書類（課税事業者届出書の提出、監督員の任命及び通知、変更契約書印紙未貼付）の不備が一部見られた。

（３）健康福祉部

➡福祉課において、生活保護費返還金等の未収金が約2,500万円以上にも及ぶことから、適切な債権管理（適正な徴収事務等）及び生保業務（適正な支給決定事務、保護世帯への援助・指導）に努められたい。

➡自立支援給付費返還金2,380,826円については、平成30年度定期監査において、今後の進め方を含め要検討とした。県が認定した不正請求額分については入金を確認したが、残りの過誤調整額については未納となっていることから、引き続き粘り強い対応に努められたい。

（４）経済部

➡商工振興課・観光振興課の業務委託に係る2件の契約事務について、印紙税法に基づく印紙貼付がなされていなかった。業務委託の形態には、「完成責任があるもの（請負契約）」と「完成責任がないもの（準委任契約）」の二種類があり、先の2件の契約がどちらに該当するのかを確定する必要がある。契約相手方に過怠税が課せられることもあり、早急に対応されたい。

（５）建設部 農業委員会事務局 議会事務局 会計課 監査委員事務局 藍田財産区 特になし。

(6) 水道局

➡上水道課所管の災害復旧工事において、設計変更額が国土交通省の定めるガイドラインの30%ルールを大きく超えていた。本来であれば、工期の変更を含め、当初設計額の積み上げ、更には工法が適正であったのか、十分な検証を行い対応すべきであったと考える。設計変更に至った経緯等について、詳細に整理しておく必要がある。

(7) 教育部

➡社会教育課において、行政財産使用料(自動販売機分)に伴う加算金(電気使用料)については、行政財産使用料条例に基づく使用料には該当しないため、諸収入(雑入)で受け入れる必要がある。

二. その他

■業務委託契約の省力化① 要項に定められている費用について同じ金額で予定価格を設定し、見積書を徴取、開札調書、見積結果報告書を作成されていたが、要項に定められた費用があるので、この手続きは不要であると考え。要項に定められた費用に応じることが可能な業者と契約することになるので、手続きを検討されたい。

※障害者移動支援事業委託/障害者日中一時支援事業委託

■業務委託契約の省力化② 麻しん風しん混合ワクチン任意予防接種業務委託契約について、年度当初に20程度の医療機関と個々に契約事務を処理しているが、業務目的、内容、金額及び時期が同一であることから、一括して契約事務を処理し事務の省力化に努めるよう検討されたい。

■そのほか、事務処理の標準化のため、契約規則及び契約マニュアルの見直し、再委託マニュアル及び債権管理マニュアルの作成、物品管理のあり方などを検討する必要があると考える。さらに押印省略の徹底など、従来の固定観念を排除し、法令順守の上で、現実的な見直しを行う必要があると考える。市民の利便性向上に努めることは言うまでもなく、併せて本市職員の事務負担軽減を図ることは急務である。

資料

- 令和3年度定期監査日程
- 財務監査の基本項目

財務監査の基本項目

区分	基本項目	主な着眼事項
1 前年度監査結果に対する措置状況	改正事項の取り組み	・前年度定期監査又は決算審査で是正又は検討を求めた事項は是正又は検討をしているか
2 収入事務	収入調定	・調定事務の流れ又は調定漏れはないか ・調定金額は適正か
	収納現金の管理	・現金出納簿への記帳は適正か ・金融機関への払込みは適正か
	未収金への対応	・未収金に対する対応策は適切か
3 支払事務	負担行為の時期	・支出負担行為の時期は適正か
	支払の時期	・支払時期は適正か
	前渡資金の管理	・前渡資金の管理は適正か
	検認、検査	・検認、検査を行っているか
4 契約事務	随意契約の根拠	・随意契約の理由は適正か
	予定価格の設定	・予定価格の設定等は適切か
	契約書（請負を含む。以下、同じ。）の作成	・契約書の作成は適正か ・契約書に必要な事項を記載しているか ・契約書に仕様書等を添付しているか
	契約書に定めた書類の提出	・契約書に定めた書類等の提出は適正か
5 工事の施工に関する事務	工事の施工管理	・設計及び積算は妥当か ・設計変更（内容、理由、時期等）は適正か ・施工監督（安全性、確認試験等）は適切か
6 業務委託等に関する事務（工事等に関するものを除く）	業務委託の監督、検査及び成果物の受領	・委託の内容は適切か。その効果の確認を行っているか ・委託内容の履行確認は適正に行われているか ・契約等に反し、業務委託の全部を再委託しているものはないか ・監督と検査は同一の者でないか ・委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか
7 補助金の交付に関する事務	要項の制定（原則として市長部局が制定）	・要項に必要な項目は制定されているか
	交付決定の時期	・要項、規程に沿った事務処理となっているか
	事業実績報告書の提出及び検査	・補助事業の実績は交付目的に適合しているか ・補助額は適正か ・事業実績報告書が提出されているか
8 財産・物品等管理事務	物品の管理	・郵便切手類等の管理は適正か ・台帳等の整理は適正か
9 給与・旅費支給事務	旅費の調整	・別途旅費支給との調整を行っているか
	時間外等勤務手当の支給	・時間外等勤務手当の支給は適正か
10 その他	公文書の作成	・公文書の作成は適正か
	服務管理	・休暇の承認は適正か
	自家用車の登録	・自家用車登録の承認をしているか
	出張命令の作成	・出張命令は適正に作成されているか

行政監査報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び人吉市監査委員監査基準第2条第1項第2号に基づく行政監査

2 監査のテーマと目的

(1) 監査のテーマ

学校における情報端末の整備等について

(2) 目的

国が推進する「GIGA¹スクール構想」により、令和2年度から令和3年度において、約1億円をかけ市内各小中学校（小学生3年生以上）に1人1台の情報端末の整備を行った。令和3年度から全国的に学校における情報端末の本格的な活用がスタートすることとなっており、本市においても情報端末が積極的に活用され、児童・生徒の情報活用能力の向上につながっていくことが期待されている。以上の観点から、現状における情報端末の整備及び活用状況の確認と今後の課題を整理することを目的に行政監査を行うこととする。

3 監査の期間

令和4年3月3日（木） 午前中

4 監査の対象

人吉市教育委員会 教育部学校教育課

5 監査の実施方法

国が示している「GIGAスクール構想本格運用時チェックリスト」を参考に担当課へ聞き取りを行い、その後、市内小学校1校（西瀬小学校）に出向き、情報端末の保管状況、授業中の使用状況等の確認を行った。

6 監査の着眼点

(1) 端末の整備

(2) 管理・運用

(3) 通信・セキュリティ

(4) ICTの活用

¹ GIGAとは…Global and Innovation Gateway for Allの略。

(5) 研修・周知

(6) 組織・支援体制

7 参考資料等

- ・「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）」（令和3年3月12日付け 文部科学省初等中等教育局長）
- ・「GIGAスクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について（通知）」（令和4年3月3日付け 文部科学省初等中等教育局長）
- ・「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて～令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境～」《文部科学大臣メッセージ》（令和元年12月19日付け）
- ・「学校情報化のこれまでの動きについて～GIGAスクール構想の実現」（令和2年1月 初等中等教育局 情報教育・外国語教育課長）
- ・「ICT活用研修パッケージガイドブック集」（令和2年12月11日 熊本県教育庁 教育政策課教育情報化推進室作成）

第2 学校における情報端末等の活用推進の背景

政府が策定する10年先を見通した5年間の科学技術の振興に関する総合的な計画「第5期科学技術基本計画」の1つの柱である「未来の産業創造と社会変革」に、「自ら大きな変化を起こし、大変革時代を先導していくため、非連続なイノベーションを生み出す研究開発と、新しい価値やサービスが次々と創出される『超スマート社会』²を世界に先駆けて実現するための仕組み作りを強化する」と明記されている。この『超スマート社会』の実現には、今後更に発展していくことが見込まれているICTを最大限に活用することが重要であるとされている。

このことから、令和元年6月、学校教育の情報化の推進と次代の社会を担う児童・生徒の育成に資することを目的とした「学校教育の情報化の推進に関する法律」が公布、施行され、同年12月、文部科学省は「GIGAスクール構想」を発表した。この構想は、児童・生徒の「1人1台端末」及び「高速大容量の通信環境」を一体的に整備し、社会のあらゆる場所でスタンダードなものとなっているICTを学校教育においてもスタンダードなものとし、「情報を活用する能力」により新しい時代を生き抜く力を育む教育改革のことである。

本市においては、以前よりタブレット端末や電子黒板の整備を進めてきたが、「GIGA

² 「超スマート社会」とは…Society 5.0とも言われ、人工知能（AI）、ビッグデータ等の最先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆するものであり、第5期科学技術基本計画で提唱された社会の姿のこと（引用：Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～平成30年6月5日 Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会 新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース）

Aスクール構想」の実現に向け、令和2年度から令和3年度には、小学校3年生以上に1人1台の情報端末を新規導入し、電子黒板は既存の電子黒板を含め普通学級に各1台を整備したところである。

第3 監査の結果

監査の着眼点を基に、担当課へ聞き取りを行い、その後、市内小学校1校（西瀬小学校）への現地確認を行った。各着眼点に基づく現状と課題は下記のとおりである。

1 端末の整備

(1) 情報端末の整備状況

本市においては、令和2年度から令和3年度にかけて、国の「GIGAスクール構想の実現」に関する補助事業や地方創生臨時交付金を活用し、小学校3年生以上の児童・生徒用の1人1台端末と教師用の端末を整備した。

学習者用・指導者用端末の整備状況は下記のとおりである。学習者用については、小学校3年生以上の端末整備は市内小中学校全てにおいて100%を上回っている。小学校1～2年生を含む全体の整備率は、小学校においては約7割程度で、小学校1～2年生については、本市が平成22年度に購入した情報端末をインターネットに繋がずに活用しているとのことであった。尚、指導者用の情報端末についても、整備済とのことであった。

<学習者用・指導者用端末の整備状況>

市内小・中学校 (R4.2月現在)

学校名等	(単位：人)		(単位：台)				※教師分除く	
	R4予定 児童・生徒数 (全体)	R4予定 児童・生徒数 (うち、小3以上)	R2 購入台数 (児童・生徒分)	R3 購入台数 (生徒分)	R3 購入台数 (教師分)	合計	児童・生徒 整備率 (全体)	児童・生徒 整備率 (小3以上)
人吉東小	452	302	319	0	35	354	70.6%	105.6%
人吉西小	256	177	185	0	29	214	72.3%	104.5%
東間小	307	206	226	0	29	255	73.6%	109.7%
大畑小	66	44	46	0	17	63	69.7%	104.5%
西瀬小	169	126	143	0	19	162	84.6%	113.5%
中原小	308	204	223	0	28	251	72.4%	109.3%
第一中	412	412	387	26	37	450	100.2%	100.2%
第二中	417	417	430	0	36	466	103.1%	103.1%
第三中	26	26	28	0	14	42	107.7%	107.7%
かがやき			3			3		
合計	2,413	1,914	1,990	26	244	2,260	83.5%	105.3%
購入金額 (円)			93,516,500	14,553,000		108,069,500		

< 参 考 >

◎今回整備した情報端末と保管庫



◎平成22年度に整備した情報端末と保管庫



(2) 電子黒板の整備状況

電子黒板の整備状況は下記のとおりである。電子黒板は、平成22年度に各学校に整備した電子黒板（以下「旧機種」という）が71台あり、それを含めて不足する42台について、令和2年度から令和3年度にかけて、国の「GIGAスクール構想の実現」に関する補助事業や地方創生臨時交付金を活用し整備を進めた。また、旧機種の電子黒板71台のうち、49台については、新しい電子黒板（以下「新機種」という）への入れ替えを行った。整備率は100%を上回っており、普通学級へ1台ずつ整備が完了している。

今回、現地確認を行った西瀬小学校では、実際の授業風景を見せていただいた。発表する児童の情報端末画面が電子黒板に拡大され映し出されていた。新機種の電子黒板は、従来の黒板の横に設置され、明るさも問題なく、画面も大きいため後方からも見えやすいと感じた。授業は、電子黒板と従来の黒板を併用し効果的に行われていた。

今後は、旧機種の電子黒板（残り22台）から新機種の電子黒板への買い替えを順次進めていきたいと考えているが、財源の確保が課題であるとのことであった。

< 電子黒板の整備状況 >

市内小・中学校 (R4.2月現在)

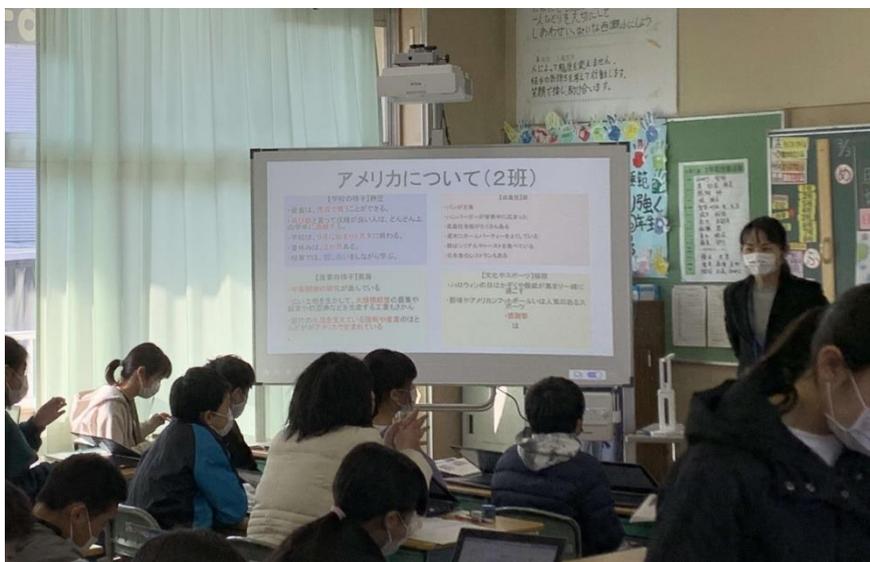
学校名等	R4予定 学級数	導入済 旧機種電子黒板 台数	電子黒板 不足台数	R2			旧→新 機種入替	整備率 (全 体)
				購入台数	R3 購入台数	合計		
人吉東小	19	10	△9	8	4	12	3	115.8%
人吉西小	14	9	△5	8	3	11	6	142.9%
東間小	15	9	△6	9	3	12	6	140.0%
大畑小	8	6	△2	4	3	7	5	162.5%
西瀬小	9	8	△1	2	4	6	5	155.6%
中原小	13	10	△3	6	4	10	7	153.8%
第一中	16	10	△6	9	3	12	6	137.5%
第二中	16	7	△9	15	3	18	9	156.3%
第三中	3	2	△1	1	2	3	2	166.7%
合計	113	71	△42	62	29	91	49	143.4%
購入金額 (円)				45,179,090	21,633,755	66,812,845		

※今後は、旧機種の電子黒板の買い替え及び理科室や家庭科室などの特別教室への設置を進める必要がある。

※新機種の入れ替えにより余った旧機種の電子黒板は、普通教室以外の教室等へ再配備。

〈 参 考 〉

◎西瀬小学校の授業風景（新機種の電子黒板）



◎旧機種の電子黒板



(3) デジタル教科書の導入状況

デジタル教科書とは、「指導者用」と「学習者用」があり、「学習者用」は紙の教科書内容の全部をそのまま記録した電磁的記録教材であり、「指導者用」は、電子黒板に投影ができ、アニメーションなどを活用し分かりやすく説明することができるものである。「学習者用」は、拡大縮小、強調表示、音声読上げなどの機能を活用することが可能であり、児童・生徒の学びをサポートするように作成されている。

本市の場合、「指導者用」については下記のとおり導入済であるが、「学習者用」については導入費用が自治体負担となっているため、財源確保が課題となっており、導入に至っていない。

「学習者用」については、令和4年度政府予算（案）「学びの保証・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」においては提供を予定されており、国は授業での積極的活用を勧めている。また、令和6年度からは、全国学力・学習状況調査についてC B T³システムを導入される予定であり、I C Tの更なる活用のスキルアップが求められている。

<デジタル教科書導入費用>

(単位：円)

	種類	導入年度	費用
小学校	指導者用	R2	8,764,800
	種類	導入年度	費用
中学校	指導者用	R3	3,969,900
	合計		12,734,700

³ C B Tとは…C o m p u t e r B a s e d T e s t i n g の略。パソコンやタブレット端末を利用したテスト方式のこと。

2 管理・運用

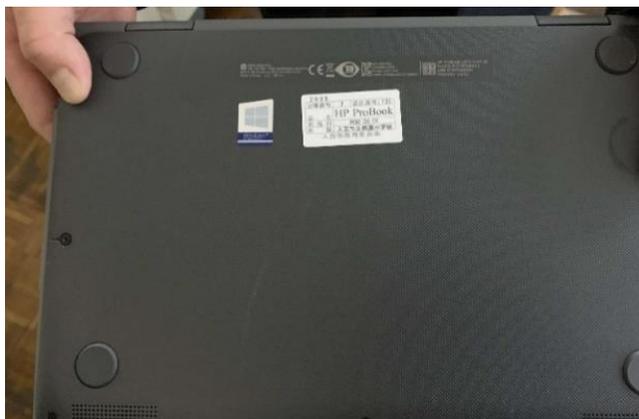
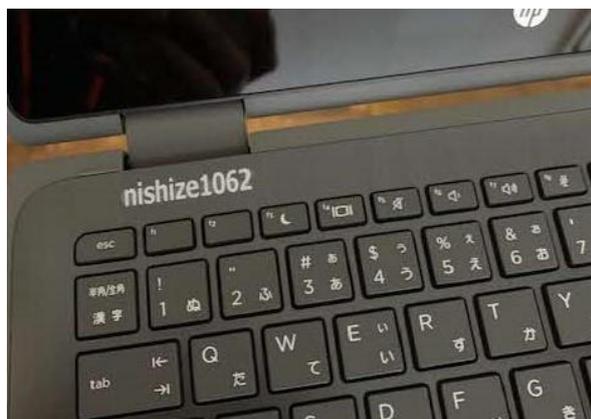
(1) 端末の管理台帳の整備状況

端末番号、シリアル番号、端末貼付ラベル、児童・生徒名の対応表は、本市においては業者が整理し、業者・学校・教育委員会事務局で共有管理しているとのことであった。卒入学や進級、教職員の異動の際のアカウントとデータの取扱いについては、教育委員会事務局と業者間で個人情報の取扱いについての協定を締結した上で、学校から教育委員会事務局へアカウントに紐づけた名簿の提出があり、それを業者へ提供し作業を行っているとのことであった。

端末の貼付ラベルについては、西瀬小学校にて貼付されていることを確認した。

< 参 考 >

◎端末番号等の貼付状況



(2) 端末の管理方法、トラブルに関する問合せ先・相談先の明確化

学校における情報端末の管理方法は学校ごとに行っており、市内小中学校の統一的なルールは整備されていないとのことであった。

学校において情報端末等のトラブルが生じた場合は、主に学校教育課が業務委託契約を締結しているICT支援員（1名）に対応をお願いしており、ICT支援員は毎日全小中学校を巡回しているとのことであった。

(3) 故障、破損、紛失、盗難時等の対応、連絡先の明確化

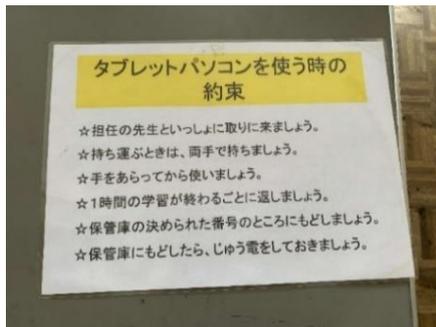
現在、明確に定められてはいないとのことであった。現段階では情報端末は学校のみ使用であるため、故障や破損があった場合は学校から教育委員会事務局へ連絡をしてもらい、随時対応している。情報端末自体は学校の端末保管庫にて管理しているため、盗難のリスクは低いとのことであった。

(4) 貸与された端末等を児童・生徒が大切に扱うためのルールの明確化と保護者及び児童・生徒への共有状況

学校においては児童・生徒には情報端末を大切に扱うよう、常に指導を行っているとのことであった。情報端末の持ち帰りを実施していないため、保護者との意思統一はこれからとなる。

<参考>

◎西瀬小学校におけるルール



(5) セキュリティ問題やネット利用に関するトラブル発生の際の準備

ネット回線は、児童・生徒と教師は別の回線で業者に集約されており、不正アクセスや閲覧等がないか、業者による監視が行われているとのことであった。

今後はトラブル等の発生を想定し、対応手順を整備する必要がある。また、様々な問題に対応できるよう、ヘルプデスクの設置や体制の充実が必要である。

<児童・生徒用情報端末におけるソフトウェア等のインストール内容>

R4.3現在

インストーラー一覧	
1	Adobe Acrobat Reader DC
2	Google Chrome
3	Microsoft Edge
4	Microsoft 365 Apps for enterprise
5	Microsoft OneDrive
6	Microsoft Teams
7	ウイルスバスタークラウド
8	QRコードスキャン
9	まなびポケット
10	Youtube
11	Epson iprojection

(6) 端末等を家庭に持ち帰るときのルールの明確化

現在、人吉市立教育研究所情報教育部会にて統一ルールを検討中であるとのことであった。

ルールについては、児童・生徒及び保護者に対して分かりやすいルールが必要であり、また、状況の変化に合わせてルールを定期的に見直していくことも必要である。さらに、いつでも誰でも確認できるよう、ホームページ等で広く周知することが必要であるとする。

(7) 児童・生徒数の減少による端末の余りについての利活用の検討

不要になった情報端末は、不具合が出た端末の代替として使用されている。また、現在は以前整備した古い端末を活用している小学1～2年生にも、今回整備した端末の使用を予定しているとのことである。今後、児童・生徒数の減少により端末が余る場合も想定し、効果的な利活用が課題である。

(8) 耐用年数等を考慮した今後の買い替え計画の検討

今回整備した情報端末の買い替えに要する費用は、5年後に数億円を見込んでおく必要があり、財政課と協議の上、令和4年度から教育振興基金に計画的に積み立てを行う予定である。

3 通信・セキュリティ

(1) 「ローカルブレイクアウト」の実現について

本市の場合は、費用面からセンター集約型を採用しているとのことであった。ローカルブレイクアウトの場合、学校ごとにセキュリティ対策が必要となり更に費用がかかるためである。本市の児童・生徒数を考慮すると、センター集約型であっても、ネットワークの帯域は十分であるとの認識であった。

(2) セキュリティポリシーや個人情報の取扱いは明確か

セキュリティポリシーは有るが、今後改定の必要性を認識しているとのことであった。

セキュリティや個人情報の取扱いについては、本市の情報担当課や法制担当課と連携し、取扱いを明確に行っていくことが必要である。

(3) 1人1アカウント（ID）の命名規則を定め、発行し、パスワードと共に児童・生徒へ配布

学校では、児童・生徒自身がID等を決め、それを教師が管理しているとのことであった。

西瀬小学校の授業中の各児童の情報端末には、端末画面上方に児童の名前が一人一人表示されており、児童自身がログインを行っていることが確認できた。

(4) 集中アクセスやセキュリティホールへの対策は施されているか

本市では数年前に学校における高機能のアクセスポイントが整備され、集中アクセスへの対応を実施済である。セキュリティホールについては、業者の監視の下、学校と教育委員会事務局が連携しながら対応しており、現在のところ問題は発生していないとのことであった。

〈 参 考 〉

◎教室前方の壁に設置されている大容量アクセスポイント



(5) 機能制限やフィルタリングの状況

学校においては機能制限やフィルタリングを実施し適切な使用を行っているとのことであった。

但し、令和4年3月3日付け、文部科学省初等中等教育局長通知によると、「活用に関する課題については、ICT端末を積極的に活用する中で解決を図ることが重要であるため、こうした制限は、フィルタリングやネットワーク機能の設定を適切に行いながら、真に必要な場合にのみ、限定的に行うべきであること。」とされている。様々なリスクを想定しながらも、情報端末の積極的な活用が望まれる。

4 ICTの活用

(1) 情報モラル教育の具体的取組

学校における児童・生徒に対する情報モラル教育は計画的に行っているとのことであり、保護者に対しても、様々な機会に情報モラルについて伝えているとのことである。

今後、情報端末の持ち帰り実施の場合は、保護者の協力もより一層求められるため、ホームページや学校メールをさらに活用し、細やかな情報発信による意識の共有を図る必要がある。

(2) 授業時間外での活用状況

現在のところ学校の授業中のみの活用となっている。

令和4年度からオフラインで使用できる学習ソフトを導入し、情報端末の持ち帰りを実施予定。

(3) 児童・生徒の健康面に配慮した活用

情報端末の活用にあたっての児童・生徒の健康面への配慮事項は県から通知が届いており、教育委員会事務局から各小中学校へ周知済である。

児童・生徒の健康面への影響については、学校において定期的に実態を把握する必要があると考える。また、家庭においても健康面への配慮を行って頂くよう、定期的に周知することが重要である。

(4) 電源容量の確保について

学校における充電は、端末保管庫にて輪番で行うよう整備されている。

但し、今回整備された情報端末は、保管庫に充電コードが備え付けられているため、持ち帰りの際、家で充電を行う場合は、別途充電コードを購入する必要があるため、財源確保が課題であるとのことであった。

< 参 考 >

◎端末保管庫における充電の状況



5 研修・周知

(1) 教職員向けの研修計画について

I C T支援員による校内研修や、県のサポート事業であるI C Tファシリテーター派遣研修を活用し、教職員向けの研修を行っているとのことであった。

(2) 1人1台端末の活用目的等を保護者と共有しているか

現在、ルール作りの中で検討中とのことであった。

6 組織・支援体制

(1) 教育委員会内に教育の情報化の担当者を配置しているか

担当者は配置しているが、I C Tに精通しているかどうかは課題であるということであった。現在は、業務委託契約しているI C T支援員(1名)が様々なサポートを行っている状況である。

学校現場を支える体制の構築は必要であるため、専門的な人材配置が課題である。また、I C T支援員についても、文部科学省においては目標水準を4校に1人としており、組織的な支援体制の強化が望まれる。

(2) 教育委員会内に教育の情報化を推進する組織・体制が整っているか

現状では学校長(代表1人)、各小・中学校の情報担当教員、教育委員会事務局職員で構成された人吉市立教育研究所情報教育部会が中心的役割を担っているが、先述したように、本市の情報担当課や法制担当課との連携、専門的な人材の配置による体制強化、さらには民間事業者とも連携を図りながら新たな学びを推進していくより強固なバックアップ体制の構築が必要である。

(3) 教育委員会と各学校の情報担当者の連携状況

前述したように、人吉市立教育研究所情報教育部会が組織されており、各学校との連携は取れているとのことであった。

第4 監査委員の意見

新たな産業革命といわれるSociety 5.0時代を迎え、社会、産業、時代そのものが変革を求められていることは周知の事実であるが、本市においても、国が地域を指定するスーパーシティ構想に挑戦するなどデジタル化、スマート社会への取り組みを、今次水害からの復興の推進力にすべく歩みを進めている。

そういう本市も学校教育現場におけるICT環境は、近年、少なくとも先進的ではない状況にあり、ここにきて国のGIGAスクール構想によって現在のセットアップした状況に至っている。

さらに加速化するであろうAI時代に生きる子どもたちが、テクノロジーの活用を学ぶことが第一義的であるとしても、テクノロジーの進化によって、学習者である子ども達の選択肢が広がり、教育者主導の学びだけでなく、学習者主導の自発的、主体的な学びへとシフトしていくことも大きく期待される。

また、今般のコロナ禍で地域格差、環境格差を経験したことを踏まえると、オンライン授業など学びの保障という点でもリカバリーを期す必要がある。

一方で、学問のかぎはAIにはない人間力であり、先生方に対しては、ICTの活用で出来た時間を、子どもたちとのコミュニケーションの時間の増幅に是非充てていただければ、本質的な教育の意義は高まると考えるし、AI時代を生きる子ども達には、コラボレーションや共感性、創造性などのソーシャル・エモーショナルスキルが益々重要視されるといわれており、逆説的になってしまうが、それは人から人にしか伝えられないということを確認に示唆している。

時代を生き抜く若い世代をつくるのが教育の1つの使命であるとするなら、今回の環境整備は避けては通れないもので、科学的な知識や技術が先行する中でも、同時に、多様な文化を尊重する文明社会に生きるための、文化というものに根差す教育が施さなければ未来を描くことさえできないと感じている。

そういう意味では、本市を形成している歴史的、文化的な背景は有形無形の影響として我々自身をも形づくっていることや、人が時代と共に生きている以上、その時代が求める「知」を追及する事を課題として捉えることで、教条的ではない教育が本市で実践されていくこと、ひいては、あるべき社会を担う人材を輩出する健全な地域社会が持続していくことに大きな期待を寄せて見守っていききたい。